

初春を迎えて

豊川市長 竹本 幸夫



いと思っています。そして、このような取り組みが実を結び、本市がさらなる発展を遂げる年になるものと信じています。

また、本年3月の完成を目指し、「第7次豊川市総合計画」の策定を進めています。これは、本市の10年間のまちづくりの指針であり、令和8年度以降は、この新たな計画に基づく施策を展開しながら、本市の持続的な発展を目指してまいります。

7月には、八幡駅南側のエリアで建設中の「豊川市総合保健センター」がオープンします。保健センター、休日夜間急病診療所、児童発達支援センターなど保健・医療・福祉の機能を備えた総合的な拠点として、市民の皆さまの健康づくりを支える方も多いことと存じますが、市内屈指の観光スポットであり、年間を通じて多くの方が訪れる豊川稲荷では、72年ぶりとなる「午年開帳」の開催が11月に予定されています。私は、これを、まちの活気とぎわいを創出する絶好の機会と捉え、門前周辺の基盤整備を進めるとともに、市民の皆さまと一緒に「オール豊川」で地域を盛り上げた

室への空調設備の設置を当初の計画より前倒し、令和8年度冬までの稼働を目指すとともに、小中学校体育館と市武道館における空調設備の導入に向け、取り組んでまいります。

本年も、「元気などよかわ子育てにやさしく人が集うまち」を施策の柱として「もつと元気な豊川市」の実現に向けた事業を進めてまいります。

結びに、市政に対する一層のご理解とご協力を願い申し上げますとともに、皆さまにとつて新しい年が幸多き年となりますよう、心より祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

小中学校においては、特別教

特集

税の申告が始まります

正しい申告と
納税を



市民税・県民税に関することは市民税課(89-2129)、所得税及び復興特別所得税などの国税に関することは豊橋税務署(0532-52-6201)へお問い合わせください。 ID 19758

市民税・県民税申告と確定申告の受け付けを開始します。申告が必要かどうかについて、5ページのフローチャートを参考に確認してください。申告期間中は窓口が大変混雑しますので、インターネットや郵送による申告書提出をお願いします。

市民税・県民税

● インターネットまたは郵送による申告

インターネットによる市民税・県民税の申告および申告書の作成など詳しいことは、市ホームページを確認してください。申告書の控えが必要な方は、提出前にコピーをとっておいてください。 ID 3040

郵送の場合は下記の郵送先に送付してください

市民税課
〒442-8601 諏訪1丁目1

共通事項

1月上旬ごろより、市民税・県民税申告書は市ホームページから、所得税及び復興特別所得税の確定申告書は国税庁ホームページからダウンロードできるようになります。1月末ごろ、市民税課(北庁舎1階)でも配布を予定していますが、税務署から市への配布枚数が大幅に減っていますので、国税庁ホームページからダウンロードできる方はご協力ください。

所得税及び復興特別所得税

● インターネットまたは郵送による申告

インターネットから申告できるe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。右記二次元コードから作成することができます。



e-Tax
はこちら

郵送の場合は下記の郵送先に送付してください

名古屋国税局業務センター豊橋分室
〒440-8535 豊橋市大国町111
(豊橋地方合同庁舎)

● 豊橋税務署確定申告会場での申告

確定申告会場への入場には、入場整理券が必要です。入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントでの事前予約、または確定申告会場で配布します。なお、配布する枚数には限りがありますので、後日の来場をお願いすることができます。

期間 ▶ 2月16日～3月

16日(土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月1日(日)は開設)

時間 ▶ 9:00～17:00



国税庁LINE公式アカウント
はこちら

注意事項

- 次に該当する方は、税務署での申告が必要です。
 - ・初めて住宅ローン控除を受ける方
 - ・海外居住の親族を扶養している方
 - ・準確定申告(亡くなった方の申告)をする方
 - ・土地、建物(収用を除く)、株式の譲渡、配当(分離)、退職所得などがある方

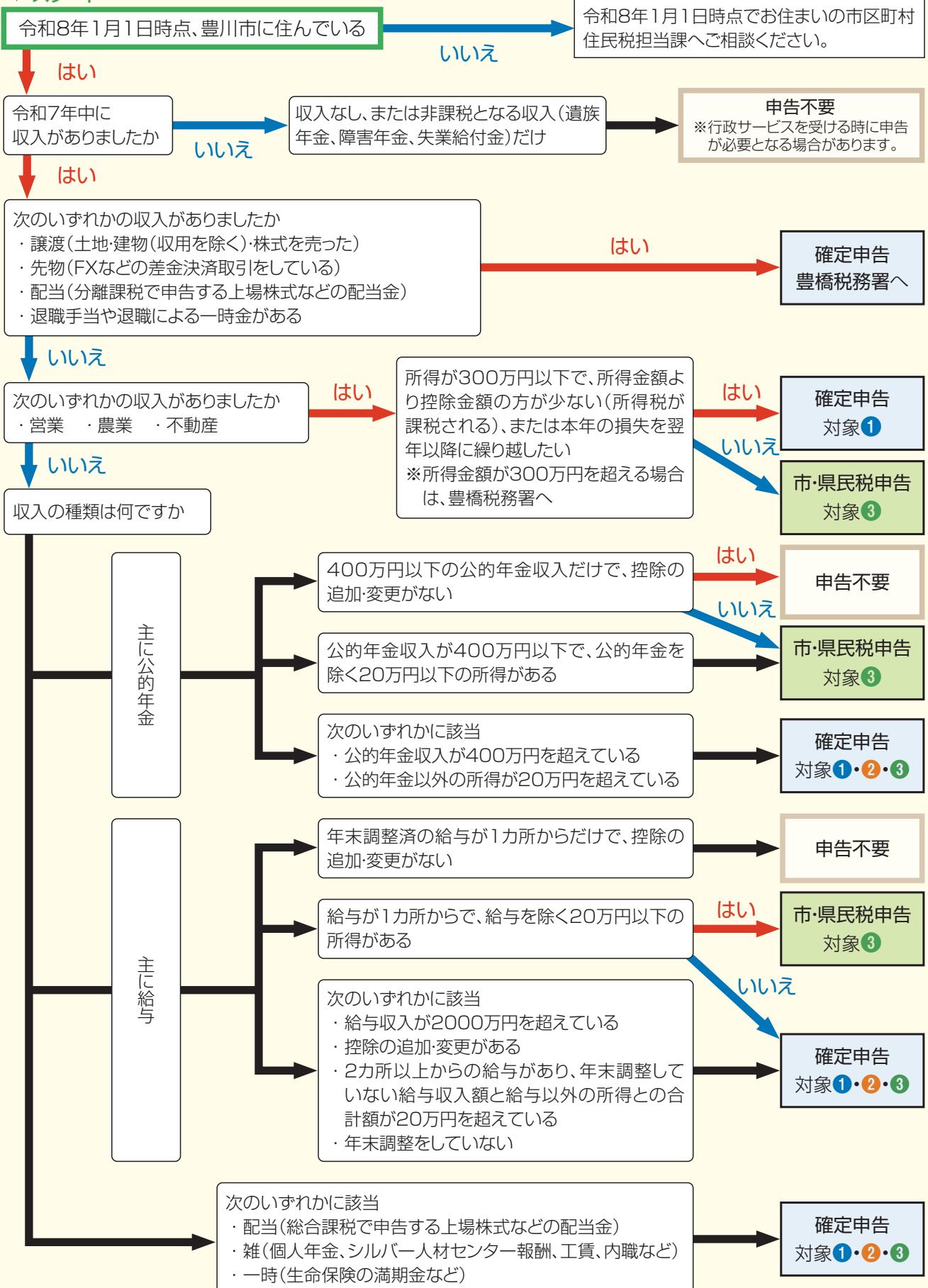
- 申告には、医療費控除の明細書、営業・農業・不動産の収支内訳書(決算書)などの事前作成、配当の年間取引報告書の持参が必要です。必要書類の持参がない場合は、申告の受け付けができません。



市民税・県民税申告、確定申告が必要かどうか、次のフローチャートで確認してみましょう。

【注】一般的な例を示しています。目安としてご活用ください。会場での申告を希望される方は、フローチャートの結果を6ページの表に当てはめて会場や予約期間などを確認してください。

▼ スタート



会場での申告(予約制) 申告期間 2月12日～3月12日

注意事項

- 予約がない場合、申告会場では受け付けできません。
- 申告会場の状況により、対応が予約した時間よりも遅れる場合があります。
- 郵便による予約はできません。
- 過年分の申告は、会場では受け付けていません。

下表および前ページのフローチャートで対象となる会場を確認し、予約をした上でお越しください。会場の予約方法は、LINE、またはインターネットとなります。どちらも使用できない方を対象に予約代行を行います。また、予約方法により、予約受付日が異なりますのでご注意ください。

① 税理士による確定申告

時間▶9:40～12:00、13:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

対象▶確定申告をする方(譲渡・先物・分離配当・退職手当や退職による一時金の収入がある方を除く)

② ご自身のスマホによる確定申告

時間▶9:20～12:00、13:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

対象▶給与・年金・雑所得・総合配当・一時所得だけ申告する方

その他▶事前にマイナポータルアプリをインストールし、利用者登録を行った上でお越しください。

※利用者登録には、マイナンバーカード、マイナンバーカード読み取り対応のスマホ、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)、署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)が必要です。



ダウンロード
はこちら

③ 市民税・県民税申告、または簡易な確定申告

時間▶9:20～12:00、13:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

対象▶市民税・県民税、または給与・年金・雑所得・総合配当・一時所得だけ申告する方

会場	対象	申告受付日	予約方法・予約期間	
			予約代行	LINE・インターネット
文化会館	① ② ③	2月12日～18日	1月14日(火)	1月13日(火)9:00から 24時間受付
		2月19日～27日	1月16日(金)	
一宮生涯学習センター	② ③	3月 4日(火)	1月19日(月)	1月13日(火)9:00から 24時間受付
音羽文化ホール		3月 6日(金)	1月21日(水)	
小坂井生涯学習センター	③	3月10日(火)	1月23日(金)	
御津生涯学習センター		3月12日(木)	1月26日(月)	

医療費控除を受ける方へ

医療費控除の明細書を事前に作成してください



医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書の提出が必要です。**必ず事前に作成**してください。

医療費控除の明細書は、市民税課(北庁舎1階)にあります(市ホームページからダウンロード可)。また、医療費の領収書の提示・提出は不要です。ただし、領収書は自宅で5年間保管してください。なお、医師や市が発行したおむつ使用証明書(確認書)、在宅介護医療費用証明書などがある方は明細書への添付が必要です。





会場の予約方法

● LINE予約 1月13日(火) 9:00~

- 1 下記二次元コードから、市公式LINEを友だち追加する
- 2 メニューから【予約・申込】を選択する
- 3 予約から【申告会場予約】を選択する



友だち追加
はこちら



- 4 案内に沿って必要項目を入力する
※予約完了後、画面に表示される予約番号をメモなどにお控えの上、お越しください。

● インターネット予約 1月13日(火) 9:00~ ID 18885

- 1 市ホームページから予約画面にアクセス

- 2 希望日時・会場など必要事項を入力

※利用者登録が必要です。予約前にメールアドレスを確認してください。予約完了後、画面に表示される予約番号をメモなどにお控えの上、お越しください。

● 予約代行 会場により予約期間が異なります。6ページの表を見てください。

【LINE・インターネット予約ができない方だけ対象】

申告会場予約を代理で行います。申告する所得や控除を確認し、5ページのフローチャートで申告方法を選択した上でお越しください。

時間▶9:00~12:00、13:00~16:30

場所▶市役所北12会議室(北庁舎1階)

※市民税課窓口での受け付けは行いません。予約枠には限りがあります。予約枠が定員に達した時点で、期間内であっても予約代行を終了します。1月19・21・23・26日は予約枠に空きがある場合に限り、文化会館の予約が可能です。

＼会場で申告を希望される方は、予約の上お越しください／

申告に必要なもの

詳しいことは、市ホームページを確認してください

ID 2644

- マイナンバーカード(お持ちでない方は、通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類が必要)
※スマホやパソコンなどを利用したe-Taxによる確定申告は、マイナンバーカードと電子証明が必要です。マイナンバーカードは、発行から10回目の誕生日まで、電子証明は発行から5回目の誕生日までの有効期限がありますので、注意してください。
- 令和7年分の給与、年金収入の源泉徴収票
- 収入や支出が分かる書類(営業、農業、不動産所得の収支内訳書、個人年金支払証明書など所得額を証明するもの)
- 各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除、寄附金控除など)の証明書、医療費控除の明細書
- 確定申告のお知らせ(税務署から届いた方だけ)
- 通帳など本人名義の口座情報が分かるもの(所得税、復興特別所得税の還付を受ける方だけ)